

首都圏中央連絡自動車道 江戸崎橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札説明書P7 第4 総合評価落札方式 4-2.技術評価の評価項目等	評価項目の性能・機能等において、「下部工構築における、コンクリート打設時及び養生時の品質確保」と記載がございますが、下部工構築には橋台と橋脚の双方を含むと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりお考えください。
2	入札説明書P7 第4 総合評価落札方式 4-2.技術評価の評価項目等	上記質問に関連して、下部工構築に橋台と橋脚の双方を含む場合、1つの提案項目に対し、橋台と橋脚の双方に答える提案は、複数提案とみなされ加点評価の対象とならないでしょうか。ご教示ください。	1つの提案項目に対し、橋台と橋脚の双方に答える提案は、複数提案とみなしません。
3	入札説明書P7 第4 総合評価落札方式 4-2.技術評価の評価項目等	評価項目の社会要請において、「下部工躯体施工時のクレーン作業」と記載がございますが、下部工躯体とは、基礎杭や土留めを含まない、足場・鉄筋・型枠・コンクリートの作業と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	基礎杭や土留めも含みます。
4	特記仕様書 24-10 鋼管矢板基礎 24-10-1 定義	「鋼管矢板基礎とは、継手(P-P)の構造を有した鋼管を中堀工法により施工して、井筒形状に基礎を形成するものをいう。」と記載がありますが、先端処理方法の記載がありません。既製杭と同様に、「先端根固め球根」と考えてよろしいでしょうか。あるいは「最終打撃方式」でしょうか。ご教示ください。	先端処理方法について指定はございませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。